

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社所在地
株式会社 グンエイ	群馬県太田市飯田町812

2 指名停止措置期間

- 令和7年6月24日から令和7年9月23日まで（3箇月）

3 指名停止措置の範囲

- 那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

- 群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、特定の共同企業体（JV）に落札させたとして、令和7年6月19日、当該会社の役員が公契約関係競売入札妨害の容疑で埼玉、群馬両県警の合同捜査本部に逮捕された。

5 指名停止措置理由

- 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表17の項に該当

<那須塩原市建設工事等指名停止基準別表17の項>

措置要件	期間
（競売入札妨害又は談合） 17 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上18月以内

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係
那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-62-7114